

## 訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、記述式商登法（完成編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

### 【記述式商登法（完成編）】

頁数	場所	誤	正
153	登記すべき事項	同日取締役（社外取締役）佐久川栄作解任	同日取締役（社外取締役）佐久川栄作解任  同日監査委員佐久川栄作資格喪失により退任
		同日次の者退任 監査委員 甲斐杏奈， 同 佐久川栄作 同 山井京	同日次の者退任 監査委員 甲斐杏奈， 同 山井京
154	添付書面の名称及び通数	取締役の就任承諾書	取締役及び監査役の就任承諾書
158	(エ) 社外取締役佐久川栄作の最後に追加	<p>また、<u>社外取締役佐久川栄作が取締役として解任されたことにより、監査委員としての地位も失い退任する。</u>本問では、解任の決議がなされた日と同日付で指名委員会等設置会社の定めが廃止され、他の委員も退任しており、その登記が第2欄の解答例に入っている。社外取締役としての解任と指名委員会等設置会社の定めでの廃止で退任の日付は同じであるが、<u>指名委員会等設置会社の廃止に伴い任期満了により退任するのは、当該株主総会の終結時であるのに対し、第3号議案の「社外取締役佐久川栄作解任」の効力は、議案の承認により直ちに効力が生じていることから、監査委員佐久川栄作の退任事由は、前提資格喪失による退任であると判断する。</u>なお、前提資格喪失による委員の退任では、「<u>資格喪失により退任</u>」と申請書に記載する。</p>	